

3回目の古着・古布の回収を実施します

町内における「燃やせるごみ」の量を減らすために古着・古布の回収を実施します。また、今年度は回数を増やし「5月、7月、9月、11月」の4回実施します。回収した古着・古布はリサイクルとして、日本国内だけでなく海外でも利用されますので、皆さんのご協力をお願いします。

回収日時 ● 9月13日(日) 午前9時～午後4時

回収場所 ● 美郷中学校セミナーハウス
(旧トレーニングセンターみさと) 隣り車庫

回収物 ● 古着、下着類、シーツ、毛布、タオル類など
※ペットに使用したものは回収できません。詳細については下記までお問い合わせください。

回収方法 ● 透明または半透明な袋に入れ、口を閉じて持参してください。

注意事項 ● 段ボールや紙袋に入れた状態では受取できません。また、値札や包装紙、クリーニング後のタグなどは外してください。

併せて使用済みの 小型家電製品も回収します

小型家電製品に含まれるレアメタルのリサイクルを進めるため、不要になった小型家電製品を「役場庁舎・学友館・公民館」の3カ所に設置している回収ボックスにより回収しています。今年度より、古着・古布回収に併せて小型家電製品も回収しますので、皆さんのご協力をお願いします。

回収日時 ● 9月13日(日) 午前9時～午後4時

回収場所 ● 美郷中学校セミナーハウス
(旧トレーニングセンターみさと)隣り車庫

回収する小型家電

大きさが25cm×15cm以下のもの

アダプター、MD・MP3プレーヤー、携帯電話、ゲーム機、電卓、電子辞書、デジタルカメラ、メモリーカード、充電器など、小型電子電気機器。

※テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機、エアコン、パソコン本体、単独の電池、CDやDVDなどの記録媒体は回収しません。

注意事項 ● 小型電子電気機器以外は回収しません。詳細については下記までお問い合わせください。

「秋田県で発生した地震の歴史を探る ～防災意識を高めよう～In美郷」

野外実習を開催します

過去に発生した地震災害について考え、防災意識の高場につなげることを目的とし、秋田県内で見られる過去の地震痕跡を見学する野外実習を実施します。

日時 ● 10月3日(土) 午前9時～午後5時

会場 ● 美郷町北ふれあい館 (講義)
千屋断層周辺 (現地見学)

参加料 ● 無料

講師 ● 秋田大学地域創生センター
教授 水田敏彦氏
秋田大学地域創生センター
准教授 鎌滝孝信氏

募集人員 ● 40名※小学生以下は、保護者等が同伴して参加すること

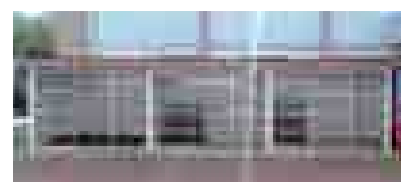
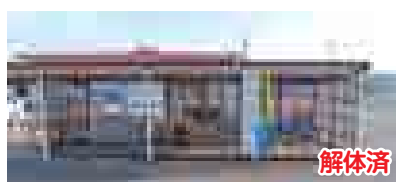
申込期限 ● 9月25日(金)

申込方法 ● 秋田大学地域創生課
〒010-8502 秋田市手形学園町1番1号
☎018(889)2844 FAX018(889)3162
E-mail : bousai-s@jimu.akita-u.ac.jp
まで、電話、FAX、Eメールにてお申込みください。

その他 ● 参加者は動きやすい服装で参加し、飲み物・昼食を持参してください。中止が想定される場合は前日中に参加者へ連絡します。

美郷町南行政センター前古紙専用ステーションの場所が変わりました

美郷町南体育館前の自転車置き場を改修し、古紙専用ステーション(図2)を新設しました。以前使用していた美郷町南行政センター前の古紙専用ステーション(図1)は、除雪センター建設に伴い解体しました。ご理解とご協力をお願いいたします。



(図1)以前使用していた古紙専用ステーション (図2)改修し新設した古紙専用ステーション(南体育館前)

問 町住民生活課 環境・安全班 ☎0187(84)4903

職業訓練団体が行う講習会等の受講料を助成します

町では、求職者や在職者の職業能力向上や就労支援を図るため、職業訓練団体が行う講習会等の受講料を、受講者の方に補助金として交付します。

- 対象** ● 次の①、②をすべて満たしていること
- ① 県内各地区の職業訓練協会が行う、特別教室ならびに技術検定であること
 - ② 美郷町に居住する方で、個人が負担する受講料であること

助成金額 ● 受講料の全額

- 申請方法** ● 受講後、次の書類を添えて町商工観光交流課へ申請してください。
- ・ 美郷町職業訓練等支援事業費交付申請書
 - ・ 受講内容と金額が確認できる書類の写し

■補助金交付までの流れ

受講 → 町に交付申請 → 町から交付決定 → 町に請求書を提出 → 補助金交付

申・問 町商工観光交流課 交流・商工班 ☎0187(84)4909

美郷町資格取得サポート事業

求職者の資格取得を助成します

町では、求職者の就業機会の拡大を図るため、就職に役立つ資格を取得した方に対し、研修等の受講料等の一部を助成します。

- 対象** ● 次の①～③をすべて満たしていること。
- ① 美郷町に居住する60才未満の方で、個人が負担する受講料等の支払いを行った方
 - ② 研修開始時に就職を希望している方で、公共職業安定所での求職活動を行っている方
 - ③ 町税を完納している方

助成金額 ● 受講料等の半額（上限5万円）
ただし、1人につき1件/年

- 申請方法** ● 資格取得後、次の書類を添えて町商工観光交流課へ申請してください。
- ・ 美郷町資格取得サポート事業費交付申請書
 - ・ 受講内容と金額が確認できる書類の写し
 - ・ 取得資格証、住民票、納税証明書、ハローワークカードの写し

■補助金交付までの流れ

受講・支払・資格取得 → 町に交付申請 → 町から交付決定 → 町に請求書を提出 → 補助金交付

申・問 町商工観光交流課 交流・商工班 ☎0187(84)4909

事業主の皆さん、ご利用ください 正規雇用者育成支援事業

町では、事業者の人材育成にかかる負担軽減と、正規雇用者の職場定着を促進するため、新卒者を正規雇用した事業者に助成金を交付しています。ぜひご利用ください。

- 対象** ● 平成25年4月1日以後に新卒者(※1)を正規雇用(※2)した事業者(※3)で、右記の①～⑤を満たしていること

- (※1) 町内に住所を有する者で、高校、大学、専修学校を卒業して3年以内の未就職者
- (※2) 雇用期間の定めのない正規の従業員として、1週間の所定労働時間が通常の労働者と同程度である労働契約を締結しての雇用
- (※3) 町内に民営事業所を有する個人または法人

- ① 町税を滞納していないこと
- ② 正規雇用者の職場が町内に所在する事業所であること
- ③ 正規雇用者を雇用保険被保険者として3カ月以上雇用していること
- ④ 雇用開始日の前日から起算して6カ月前の日から助成金交付申請書を提出する日までの間において、事業主都合による離職者がいないこと
- ⑤ 正規雇用者は事業者（法人の場合は代表者）の三親等以内の親族でないこと

助成金額 ● 正規雇用者1人につき18万円

- 申請方法** ● 雇用してから3カ月以降に、下記まで申請してください。

申・問 町商工観光交流課 交流・商工班 ☎0187(84)4909